平成２６年（フ）第７２号
福岡県鞍手郡小竹町大字赤地1891番地９　プレジール青木Ａ棟205号、従前の住所福岡県飯塚市口原1713番地３
債務者　奥田美智子
１　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第７３号
福岡県直方市大字植木2034番地２　市住1432号
債務者　立花　大作
１　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第６６１号
愛知県尾張旭市北本地ケ原町２丁目140番地ぴあはくさん306号、従前の住所愛知県尾張旭市吉岡町３丁目11番地11
債務者　猪上　聡一
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７２６号
愛知県尾張旭市北本地ケ原町２丁目140番地ぴあはくさん306号
債務者　猪上紀代子
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７７１号
愛知県知多市つつじが丘１丁目13番地　19―813
債務者　前田　茂樹
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０３３号
名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘104号
債務者　前田　時男
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８０号
神奈川県平塚市御殿４丁目９番９―206号クロシェット御殿、前住所横浜市南区六ツ川２丁目27番地60　エクセレントガーデン横浜Ｂ―101
債務者　鳶田　弘美
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４８１号
神奈川県平塚市御殿４丁目９番９―206号クロシェット御殿、前住所横浜市南区六ツ川２丁目27番地60　エクセレントガーデン横浜B101
債務者　椎名　達也
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２６号
兵庫県丹波市春日町黒井2273番地９
債務者　足立　久夫
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第１３９２号
愛知県春日井市松河戸町1882番地　フローレンス102号、従前の住所愛知県瀬戸市東権現町53番地の３　レインボーティアラ瀬戸502
債務者　オールインこと　石原　　明
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９１１号
名古屋市南区内田橋２丁目32番14号　豊田本町公団住宅２棟501号
債務者　内野　千秋
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９７６号
名古屋市南区豊２丁目12番57号　南豊第二住宅１棟305号、従前の住所名古屋市南区呼続元町19番１号　茶ノ木荘103号
債務者　加藤美千代
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６２４号
熊本市中央区本荘５丁目４番29号　中村コーポ301
債務者　河野　春美（旧姓岩山）
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２８３号
名古屋市南区柴田本通４丁目10番地　ハートヒルズ柴田本通４―Ａ号
債務者　河野恵美子
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３０号
宮城県塩竈市北浜２丁目７番８号　ビューハイツ北浜302号、従前の住所宮城県塩竈市新富町５番７―503号　ベルシティ新富
債務者　内海あき子
１　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４７号
さいたま市緑区大字大間木1774番地３　ＦＩＳ東浦和
債務者　菅原　晋爾
１　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係